

草の根技術協力事業の提案に係る同意書

当団体は、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が実施する草の根技術協力事業（以下、「本事業」という。）に係る「2025年度草の根技術協力事業募集要項」（以下「募集要項」という。）、同資格審査書類及び事業提案書様式（以下「応募書類」という。）、関連するJICAウェブサイト掲載情報及び本書に定める事項を全て理解し、これに同意したうえで、本事業に応募するものとし、これを証するため本書をJICAに提出します。

【応募条件】

1. 当団体は、応募に際し、本事業に係る募集要項、応募書類、関連する JICA ウェブサイト掲載情報及び本書に定める事項（以下総称して「募集要項等」という。）を理解し、本書により本事業の応募・実施条件に同意します。また、当団体の提案が採択された場合、当該事業に係る業務委託契約（以下「本契約」という。契約書雛形（契約約款及び仕様書含む）は JICA ウェブサイトに掲載のとおり¹であり、契約書雛形に沿って契約するものとします。）を JICA との間で締結します。
2. 当団体は、本提案の採択・不採択についてJICAが最終的な決定を行うものであり、不採択の場合、JICAが当該決定内容の理由を示さないことに同意します。また、募集要項等に当団体が反する（当団体内で適正な手続を経ずに本事業に応募すること及び本事業を不当に利用したことを含む。）と JICAが判断した事項やJICAの採択・不採択に係る決定に対して、異議や苦情を述べたり、再考を求めることは行いません。当団体は、当該判断や決定によって当団体に生じた損害に対し、JICAに対してその賠償を一切求めません。
3. 当団体は、当団体が募集要項に規定する応募資格要件を満たし、提出する応募書類に一切の虚偽の記載がないことを誓約します。

【採択後の実施条件】

1. 当団体の提案が採択された場合は、当該事業の実施において、「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン²」及び「JICA 不正腐敗防止ガイダンス³」を踏まえて行動し、関連法令並びに本契約に定める規定及び本契約に適用される JICA の各種業務関連ガイドラインの規定を遵守することを誓約します。

¹ https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/kusanone/kusanone_saisyaku.html

² https://www.jica.go.jp/Resource/about/corp_gov/ku57pq00001z19wv-att/j_guide.pdf

³ <https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

2. 当団体は令和 5 年度版「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群⁴」及びこれに準拠する機構内関連規程に基づき機構が定める「個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策⁵」を遵守し、本契約締結後はこの遵守状況について定期的に報告すること、また、本契約締結後に「個人情報保護及び情報セキュリティに関する情報」を書面で JICA に提出することに同意します。

【反社会的勢力排除に関する誓約事項】

1. 当団体及びその役員等（個人である場合にはその者を、団体が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）は、下記のいずれにも該当しないこと、及び、本契約が締結された場合、本契約満了までの将来においても下記のいずれにも該当することはないことを誓約します。なお、本誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該事業に係る事業提案書等を無効とすることに同意し、また、本契約が解除されても異存はなく、損害賠償等の請求は一切いたしません。また、本誓約書に記入された当団体代表者に係る個人情報について、貴機構の判断により、本誓約書の内容確認を目的として貴機構が第三者機関への照会等に利用することに同意します。
 - (1) 役員等が、暴力団、暴力団員（暴力団員ではなくなったときから5年を経過していない者を含む。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）である。
 - (2) 反社会的勢力が当団体の経営・運営に実質的に関与している。
 - (3) 当団体及びその役員等が自己、当団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - (4) 当団体及びその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している。
 - (5) 当団体及びその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - (6) 当団体及びその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

⁴ <https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/kijun.html>

⁵ https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2024/_icsFiles/afiedfile/2025/02/12/1562763_03.pdf

- (7) その他当団体が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

【準拠法・管轄】

1. 募集要項及び本書に定める法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠するものであることに同意します。
2. 募集要項及び本書に定める法律関係及びそれに基づく個別契約から生じる紛争が円満に解決できず裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに同意します。

募集要項等の記載内容を全て確認し、これに同意したうえで、20●●年度草の根技術協力事業に応募します。

独立行政法人国際協力機構 御中

年 月 日

所在地

団体名または学校名

役職名

代表者名

※共同企業体として応募する場合はすべての構成団体について連名でご記載ください。

※地域活性型で指定団体をおく場合は、提案自治体と指定団体が連名で記載してください。